

武 公 第20-5号  
令和2年6月1日

公 告

武田薬品健康保険組合  
理事長 小川寛六

規約の一部変更について

当組合の組合規約第17・19・21・22・29・31・37条の変更(理事会・組合会で書面決議を可能とする変更)について、令和2年5月8日付(武健発第4号)にて近畿厚生局長へ届出(認可申請は免除)を行いました(施行日:令和2年6月1日)ので、健康保険法施行令第3条の2の規定に基づき公告いたします。

以 上